実質化された人・農地プランについて

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日	
片品村	第8区(鎌田)	令和3年3月29日	_	

1 対象地区の現状

①地	23.1 ha				
②ア	11.6 ha				
③地域内における 7 5 歳以上の農業者の耕作面積の合計		0.8 ha			
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha			
	ii うち後継者について不明 (いない) の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha			
④地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0.7					
(備考)					

2 対象地区の課題

- ・農業従事者の高齢化、担い手・後継者不足により荒廃農地が拡大しており荒廃農地対策が必要である。
- ・農業で生計を立てている方が少なく、農地所有者や耕作者は他地区が多いため農地集積はできない。
- ・農地の貸し借りに問題(受け手から高齢化を理由に農地を返される。地主から突然農地を返せと言われた。農地を貸してもらえない。)もあるため、貸し借りには慎重になるところがある。農地の貸し借りに問題が生じない方策を検討する必要がある。
- ・農業用水が不足しているため、新たな担い手など受け手に引き受けてもらうには、農業用水の整備が必要となる。

3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・農地利用を中心経営体である認定農業者等だけで担うことは出来ない、そのため地区外の農業者や農地所有者にも協力していただく。

(参考) 中心経営体 【第8区】

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		営農類型	経営面積 (ha)	営農類型	経営面積 (ha)	農業を営む範囲
認農	農業者1	花卉、野菜	1.85	複合経営	1.4	8区
認農	農業者2	花卉	0. 5	複合経営	0. 7	8区
認農	農業者3	野菜	0. 1	複合経営	0. 5	8区
認就	農業者4	花卉	0.33	複合経営	0.9	8区
計	4人		2. 78		3. 5	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地中間管理機構の活用方針】

・条件が整えば農地中間管理機構の活用を検討していく。

【多面的機能支払制度の活用方針】

・参集者や田畑などの条件が整えば多面的支払制度の活用を検討していく。